

25長寿第57141号  
平成26年 2月24日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様  
（高松市以外に所在を置く事業所）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 指定（介護予防）訪問介護事業所の同一建物減算について

指定（介護予防）訪問介護事業所においては、前年度の1月当たり実利用者（指定（介護予防）訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る）の数が30人以上の場合であって、当該事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定（介護予防）訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定することとなっています。

つきましては、上記の要件に該当するか確認していただき、平成26年度の算定区分が平成25年度から変更がある場合は平成26年3月14日（金）までに届出をお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出書類

- （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- （2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- （3）前年度の1月当たりの実利用者数（平成25年4月から平成26年2月まで）が分かるもの（任意様式）

#### 2. 提出期限

**平成26年3月14日（金）**

（区分に変更がない場合には、提出の必要はありません。）

#### 3. 提出先

○高松市以外に所在を置く事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ tel:087-832-3269

※ なお、高松市に所在を置く事業所については高松市（介護保険課）に提出してください。